

●香川県選挙管理委員会告示第6号

平成25年3月10日執行予定の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成25年2月8日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成25年2月28日（ただし、年齢については、平成25年3月10日で算定する。）

2 登録の日

平成25年2月28日

3 縦覧期間

平成25年3月1日